

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和2年 6月 30日

兵庫県知事 殿

提出者

住所 兵庫県赤穂市鷗和651

氏名 三菱電機株式会社系統変電システム製作所
赤穂工場長 中西 徹

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 0791-43-2221

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	三菱電機株式会社系統変電システム製作所
事業場の所在地	兵庫県赤穂市鷗和651
計画期間	令和2年4月1日から令和3年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項 別紙1, 2のとおり	
①事業の種類	
②事業の規模	
③従業員数	
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項 別紙1, 2のとおり	
(管理体制図)	

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項 別紙1, 2のとおり			
①現状	【前年度（令和 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	排出量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	排出量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項 別紙1, 2のとおり	
①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

別紙1, 2のとおり

①現状	【前年度（令和 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項			
別紙1, 2のとおり			
①現状	【前年度（令和 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組)			

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

別紙1, 2のとおり

①現状	【前年度（令和 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

別紙1, 2のとおり

①現状	【前年度（令和 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組)		

		【目標】 別紙1, 2のとおり	
②計画	特別管理産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
電子情報処理組織の使用に関する事項	【前年度（令和元年度実績）】		
	特別管理産業廃棄物排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	18	t
(今後実施する予定の取組) 電子マニフェスト使用義務者に該当しないが、電子マニフェストは加入済みであり、電子マニフェスト対応処理業者とも契約を締結済みである。			
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

産業廃棄物の種類

- 0100 燃え殻
- 0200 汚泥
- 0300 廃油
- 0400 廃酸
- 0500 廃アルカリ
- 0600 廃プラスチック類
- 0700 紙くず
- 0800 木くず
- 0900 繊維くず
- 1000 動植物性残渣
- 1100 ゴムくず

1200 金属くず
1300 ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず
1400 鋳さい
1500 がれき類
1600 動物のふん尿
1700 動物の死体
1800 ばいじん
1900 13号廃棄物
4000 動物系固形不要物
2010 建築系混合廃棄物(安定型のみ)(以下、含まれる産業廃棄物の種類)
2020 建設系混合廃棄物(管理型含む)(以下、含まれる産業廃棄物の種類)
2100 安定型混合廃棄物(以下、含まれる産業廃棄物の種類)
2200 管理型混合廃棄物(以下、含まれる産業廃棄物の種類)
2300 シュレッダーダスト
2410 建設系混合廃棄物(石綿含有産業廃棄物)
2420 ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず(石綿含有産業廃棄物)
2430 廃プラスチック類(石綿含有産業廃棄物)
2440 がれき類(石綿含有産業廃棄物)
2450 紙くず(石綿含有産業廃棄物)
2460 木くず(石綿含有産業廃棄物)
2470 繊維くず(石綿含有産業廃棄物)
2500 水銀使用製品産業廃棄物(以下、含まれる産業廃棄物の種類)
2600 水銀含有ばいじん等(以下、含まれる産業廃棄物の種類)
3000 廃自動車(以下、具体的名称)
3100 廃電気機械器具(以下、具体的名称)
3500 廃電池類(以下、具体的名称)
3600 複合材(以下、具体的名称)
7000 引火性廃油
7010 引火性廃油(有害)
7100 強酸
7110 強酸(有害)
7200 強アルカリ
7210 強アルカリ(有害)
7300 感染性廃棄物
7411 廃PCB等
7412 PCB汚染物
7413 PCB処理物
7421 廃石綿等(飛散性)
7422 指定下水汚泥
7423 鋳さい(有害)
7424 燃えがら(有害)
7425 廃油(有害)
7426 汚泥(有害)
7427 廃酸(有害)
7428 廃アルカリ(有害)
7429 ばいじん(有害)
7430 13号廃棄物(有害)
7449 廃水銀等
7900 その他の特別管理産業廃棄物(以下、具体的名称)

別紙1(廃棄物処理法-特別管理産業廃棄物処理計画書)

現状：前年度(令和元年度)実績量

計画：今年度(令和2年度)計画量

単位:トン/年

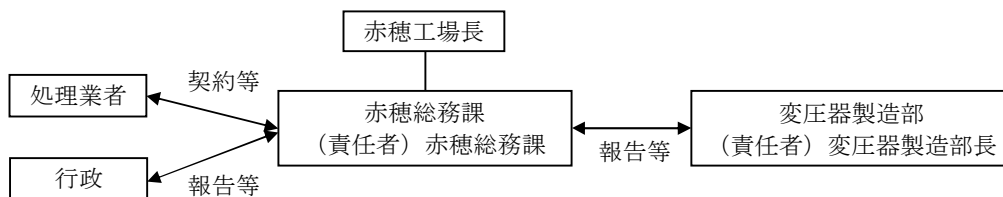
特別管理産業廃棄物の種類	排出抑制に関する事項		自ら行う再生利用に関する事項		自ら行う中間処理に関する事項				自ら行う埋立処分等に関する事項		処理委託に関する事項									
	排出量 (前年度実績値の①)		自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量 (前年度実績値の②+⑧)		自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量 (前年度実績値の⑤)		自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量 (前年度実績値の⑦)		自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う特別管理産業廃棄物の量 (前年度実績値の③+⑨)		全処理委託量 (前年度実績値の⑩)		優良認定処理業者への処理委託量 (前年度実績値の⑪)		再生利用者への処理委託量 (前年度実績値の⑫)		認定熱回収業者への処理委託量 (前年度実績値の⑬)		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量 (前年度実績値の⑭)	
	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画
7000 引火性廃油	16	16	0	0	0	0	0	0	0	0	16	16	16	16	0	0	0	0	16	16
7010 引火性廃油(有害)																				
7100 強酸																				
7110 強酸(有害)	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2	2	2	0	0	0	0	2	2
7200 強アルカリ																				
7210 強アルカリ(有害)																				
7300 感染性廃棄物																				
7411 廃PCB等	33	25	0	0	0	0	0	0	0	0	33	25	33	25	0	0	0	0	33	25
7412 PCB汚染物	47	25	0	0	0	0	0	0	0	0	47	25	47	25	47	25	0	0	0	0
7413 PCB処理物																				
7421 廃石綿等(飛散性)																				
7422 指定下水汚泥																				
7423 銻さい(有害)																				
7424 燃えがら(有害)																				
7425 廃油(有害)																				
7426 汚泥(有害)																				
7427 廃酸(有害)																				
7428 廃アルカリ(有害)																				
7429 ばいじん(有害)																				
合計	98	68	0	0	0	0	0	0	0	0	98	68	98	68	47	25	0	0	51	43

別紙2（廃棄物処理法-特別管理産業廃棄物処理計画書）

1 当該事業場において行っている事業に関する事項

①事業の種類	2912 変圧器類製造業（電子機器用を除く） 2962 医療用電子応用装置製造業
②事業の規模	製造品出荷額 2,451,000万円（令和元年度実績）
③従業員数	446人（令和2年6月時点）
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	<p>○引火性廃油、強酸（有害） 製品の製造工程にて不要な塗料及び硝酸として発生 （引火性廃油）収集運搬（新岡山工業）→ 焼却処分（エコシステム山陽） → 熱源利用し、一部管理型最終処分場に埋立処分 （強酸（有害））収集運搬（新岡山工業）→ 中和処分（エコシステム山陽） → 管理型最終処分場に埋立処分</p> <p>○廃PCB等、PCB汚染物 事業場内に設置された電気機器 ↓ （高濃度）銘板に記載の型式等を調査し、PCB含有廃棄物と判明 （低濃度）PCB分析し、PCB含有廃棄物と判明</p> <p>（高濃度） 収集運搬（日本通運）→ 焼却処分（JESCO）→ 全て再生利用 （低濃度） 収集運搬（日本通運）→ 焼却処分（オオノ開発） → 熱源利用し、一部管理型最終処分場に埋立処分</p>

2 特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項（管理体制図等）



3 特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	<p>（これまでに実施した取組） 引火性廃油及び強酸（有害）は製品製造で使用する塗料及び硝酸の不要残材が発生しないように適正管理すると共に、発生した廃棄物が他の廃棄物と混合しないように分別保管する。 廃PCB等、PCB汚染物は高濃度PCB含有の恐れがある電気機器は銘板の型式等の調査を行い、低濃度PCB含有の恐れがある電気機器は絶縁油中のPCB分析を行い、PCBの有無を確認する。PCB含有が判明した廃棄物は、処理委託業者にて適正処理を行う。</p>
②計画	<p>（今後実施する予定の取組） 引火性廃油及び強酸（有害）は今後も排出予定であり排出抑制は難しく、現状の取組事項を継続して実施する。廃PCB等、PCB汚染物は事業場内に保管中の当該廃棄物を全て処理すれば、それ以降に排出することはない。</p>

4 特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	<p>（分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 引火性廃油、強酸（有害）、廃PCB等及びPCB汚染物の特別管理産業廃棄物ごとに分別管理している。</p>
②計画	<p>（今後、分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 現状の分別管理を継続して実施する。</p>

5 自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	(これまでに実施した取組) 特になし。
②計画	(今後実施する予定の取組) 特になし。

6 自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	(これまでに実施した取組) 特になし。
②計画	(今後実施する予定の取組) 特になし。

7 自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

①現状	(これまでに実施した取組) 特になし。
②計画	(今後実施する予定の取組) 特になし。

8 特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	(これまでに実施した取組) 処理委託業者の現地視察を毎年行い、適正処理を確認している。
②計画	(今後実施する予定の取組) 現状の処理委託業者の現地視察を継続して実施する。

管理体制図の例

